

公 告

尾道市高齢者福祉計画及び第１０期介護保険事業計画策定支援業務委託事業者選定について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和７年５月２３日

尾道市長 平 谷 祐 宏

１ 業務概要

- (１) 業務名称 尾道市高齢者福祉計画及び第１０期介護保険事業計画策定支援業務
- (２) 業務内容 「尾道市高齢者福祉計画及び第１０期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (３) 委託期間 契約締結日から令和９年３月３１日まで
※本業務は、２カ年の債務負担事業とする。
- (４) 業務委託料の上限額 ９，５００千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
[令和７年度：３，８００千円 令和８年度：５，７００千円]
※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。
提案にあたっては委託料の上限額を超えないものとし、超える場合は失格とする。

２ 参加資格

参加する者の資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項各号に規定する者に該当しないこと。
- (２) 会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条もしくは第６４４条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項もしくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (３) 尾道市の令和７～９年度物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者。ただし、競争入札参加資格者名簿に登録できる見込みがある場合は、次に掲げる書類等を提出することにより、公募手続きに参加することができる。

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

イ 財務諸表（直前事業年度分の貸借対照表、損益計算書）

ウ 尾道市税の完納証明

エ 消費税及び地方消費税の納税証明

- (4) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (6) 尾道市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (7) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画の策定支援業務の受託実績がある者であること。

3 担当課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号
尾道市福祉保健部高齢者福祉課
電話番号：0848-38-9119 FAX：0848-37-7260
Eメール:k-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

4 その他

詳細は、実施要領及び仕様書に定めるところによる。